

評議員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人田布施町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(評議員等)

第2条 この規程において、評議員等とは、評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員をいう。

(報酬及び費用弁償)

第2条 評議員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- 2 評議員等が、その職務のため、評議員会又は理事会、監事監査、評議員選任・解任委員会やその他の会議への出席など、法人業務を行う場合に報酬（別表1）及び費用弁償として旅費を支給する。
- 3 費用弁償については、本会旅費規程を準用する。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 評議員選任・解任委員については、平成29年2月15日から施行する。

別表1

報酬の日額（1日につき）	2,500円
--------------	--------